

2020年度 施策マネジメントシート (2019年度目標達成度評価)

政策体系	政策No.	004	はぐくみ（社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり）	施策幹事課	教育総務課				
	施策No.	002	多様な学びを支援する社会教育の充実	施策幹事課長名	西 敬一朗				
施策関係課名		市民活動推進課、社会教育課、国分図書館、メディアセンター							
1 基本計画期間 （2018年度～2022年度）における施策の方針 体験活動等を通して、心と体のバランスがとれた「きりしまっ子」を育成し、子ども達が夢や目標を持つ心を育むとともに、地域ぐるみで青少年を育成する気運を醸成し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。 また、市民の学習環境の充実に努めるとともに、地域の課題に対する学びとそれを実践する「循環」の仕組みづくりや支援に努めます。さらに、市民が文化財を学び知る機会を積極的に設け、郷土づくりの意識や自発的な保存活動の高揚を促進します。									
2 施策の成果把握									
①成果指標（意図の達成度を示す指標）		◎目標達成（100%以上） △目標を未達成（100%未満）					目標達成の方向性		
		単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度		2021年度	2022年度
A	青少年の他人に迷惑をかけるという行動が2,3年前と比べて減ったと考える市民の割合	%	成り行き値	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	更なる増加を目指します
			目標値	17.5	19.0	20.5	22.0	23.5	
			実績値						
			達成率						
			結果						
B	学習している市民の割合	%	成り行き値	54.5	54.5	54.5	54.5	54.5	更なる増加を目指します
			目標値	55.0	55.5	56.0	56.5	57.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
C	住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	%	成り行き値	58.5	58.0	58.0	58.0	58.0	更なる増加を目指します
			目標値	60.5	61.0	61.5	62.0	62.5	
			実績値	53.4	57.6				
			達成率	88.2%	94.4%				
			結果	△	△				
D	公民館定期講座申込者に占める新規申込者の割合	%	成り行き値	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	更なる増加を目指します
			目標値	65.0	68.0	71.0	74.0	77.0	
			実績値	68.7	69.7				
			達成率	105.6%	102.5%				
			結果	◎	◎				
E	過去1年間の文化財保存・伝承活動の実践者及び参加者の人数	人	成り行き値	10,300.0	10,100.0	9,900.0	9,700.0	9,500.0	更なる増加を目指します
			目標値	11,100.0	11,200.0	11,300.0	11,400.0	11,500.0	
			実績値	10,640.0	9,425.0				
			達成率	95.8%	84.1%				
			結果	△	△				
②成果指標の測定方法（実際にどのように実績を把握するか）			③2022年度の目標値設定の考え方						
A 青少年の他人に迷惑をかけるという行動が2,3年前と比べて減ったと考える市民の割合 ※市民意識調査			A 規範意識の高揚が現代社会の直面している社会的課題であることから、関係機関と連携した児童生徒の校外生活指導を充実するとともに、地域ぐるみで子どもを見守りながら、2017年度実績値の約16%（16.3%）から毎年度1.5%改善することを目指す。						
B 学習している市民の割合 ※市民意識調査			B 学習に参加しやすい環境づくりに努めることで、2017年度実績値の54.5%から毎年度0.5%改善することを目指す。						
C 住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合 ※全国学力、学習状況調査（質問紙調査）			C 地域社会における異年齢集団での様々な活動を体験することは、子どもたちの生きる力を育てていく上で重要であることから、2016年度実績値の59.1%を基に2018年度の目標値を60.5%と設定し、毎年度0.5%の増加を目指す。						
D 公民館定期講座申込者に占める新規申込者の割合 ※18歳以上で教育委員会主催の公民館定期講座に申込をした者の割合			D 今後も市民のニーズに合う講座の存続と、魅力ある新規講座の開設を行うことで新たな応募者の拡充を図り、2017年度実績値の約62%から毎年度3ポイント向上することを目指す。						
E 過去1年間の文化財保存・伝承活動の実践者及び参加者の人数 ※初午祭、天孫降臨霧島祭、歴史の散歩、山ヶ野ウォーキング、文化財少年団、記念講演会等、郷土芸能保存団体活動人数、郷土館入館者			E 各種刊行物の発行及び広報誌による文化財の紹介、さらに講演会の開催や郷土館等の企画展を通して、文化財に触れたり、伝承活動を実践できたりする環境を整えることで、2016年度実績値の10,838人から微増を目指す。						
F			F						

<p>3 基本計画期間で解決すべき施策の課題（総合計画より）</p> <p>人口減少や核家族化、地域における連帯感の希薄化などを背景に、家庭や地域の教育力が低下するとともに、人と人の結びつきが弱まりつつあります。併せて、インターネットなどの急速な普及により、情報を得ることが容易になった反面、有害な情報へ触れる機会も増え、子どもの人格形成にまで悪影響を及ぼす可能性も指摘されています。</p> <p>このような社会環境の変化の中で、青少年の豊かな感受性を養うためには、誰もが親としてのあり方を常に振り返るよう家庭教育を充実させるとともに、家庭・地域・学校が連携し、青少年育成のための健全な社会環境づくりに努める必要があります。</p> <p>また、地域が抱える課題の解決のためには、学び合いを通じて、地域の新たなつながりを育んでいくことが必要であることから、全ての市民が、それぞれの意欲や必要に応じて学習できる環境の整備・充実や、学びの成果が地域での活動等に結びつくような学習機会の充実が求められます。</p> <p>さらに、本市は、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など、多くの伝統文化を有していますが、少子高齢化に伴う担い手不足などにより、保全・継承が困難になっています。そのため、学校や地域などと連携して、郷土に誇りを持つ心を醸成し、後継者の育成に努めるとともに、歴史・文化を生かした地域づくりの推進など、観光資源としての魅力向上、まちづくりへの活用等にも積極的に取り組む必要があります。</p>	
<p>4 施策の現状</p>	
<p>① 2019年度施策の取組方針</p> <p>■地域資源を活用した様々な体験活動や講義を実施することにより、将来への夢を抱ききっかけを創出し、心と体のバランスのとれた「きりしまっ子」を育成する。また、国際交流体験を通して、自己を見つめ、異なる文化を考え、諸外国との相互理解や友好親善を深めることにより、国際性豊かな青少年の育成を図る。</p> <p>■市立の幼稚園・小・中学校における家庭教育学級の開設を支援することにより、保護者としての在り方を啓発し、家庭の教育力向上を図る。</p> <p>■学校・家庭・地域を取り巻く問題の複雑化・困難化に社会全体で対応するため、地域と学校が連携・協働する「地域学校協働活動」を推進することにより、子どもたちの教育環境の充実にとどまらず、地域の教育力の向上を図る。</p> <p>■地域で育てる青少年健全育成事業を継続し、青少年育成活動内容を広く周知することで、地域で育てる青少年健全育成事業参加団体を増やす。</p> <p>■施設、設備等の老朽化が著しいが、市民が安心して学習できる環境を整えるため、緊急性を考慮しながら、公民館や社会教育施設などの施設・設備の改修等を行う。</p> <p>■多様化・高度化するニーズに対応するため、学習内容の充実と努めるとともに、市民が必要な情報を容易に入手できるよう、ホームページや広報誌などを活用した情報提供を行う。</p> <p>■図書館等を文化の交流拠点として充実を図り、市内全域に図書サービスが広がる取組を推進する。また、子どもの読書習慣が身に付くよう、各関係機関との連携・協力を図り、読書運動・活動を推進する。</p> <p>■メディアセンターの施設・設備を適切に管理するため、整備方針を具体化する整備計画を作成する。また、視聴覚教材や機材の整備を図り、教育メディアに関する情報提供や教材制作を支援する。</p> <p>■文化財の調査や修復、修繕等を実施するとともに、埋蔵文化財保護の適切な対応に努める。また、市民の郷土愛の醸成と文化財愛護についての意識向上を図るため、講座や郷土館等を通じて文化財の活用を努める。</p>	<p>② 2019年度の取組方針の達成状況</p> <p>■関係機関と連携した青少年体験活動のプログラムを実施したことにより、体験活動の充実が図られた。また、青少年の海外派遣や相互交流を通じて、国際性豊かな青少年の育成を図った。</p> <p>■家庭教育学級長や学級主事等を対象に、家庭教育学級の運営や子育てに関する研修を実施し、資質の向上及び家庭の教育力の向上を図った。</p> <p>■社会教育指導員や社会教育コーディネーターが「地域学校協働活動」の周知広報やボランティア要望の掘り起こしを地域や学校で行ったことにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える環境づくりができた。</p> <p>■青少年健全育成事業参加団体数は横ばいで推移しているが、青少年育成センター職員や補導員、学校やPTA、警察、地区自治公民館等による声かけ指導やセンターでの教育相談、センター通信「うえのほら」を発行することにより、青少年の問題行動等の未然防止に努めた。</p> <p>■学習環境を整えるため、緊急性を考慮し、空調設備改修や非常用照明取替修繕など条例公民館や社会教育施設の施設・設備の修繕を行った。</p> <p>■講座内容の検討を行い、定期講座、短期講座ともに新規講座を開設し、学習内容の充実と努めた。また、ホームページや広報誌を活用して情報提供を行った。</p> <p>■移動図書館について、真に必要とする巡回先の検討、見直しを行った。また、学校やボランティア等との連携・協力により、読み聞かせや読書まつり等、子どもが本に親しむ機会をつくった。</p> <p>■「霧島市メディアセンター整備方針」を作成し、市政推進会議で提案を行った。また、県視聴覚ライブラリーと連携し教材の充実を図るとともに、市内の小中学校へ貸出し可能な教材の情報提供を行うことで、ニーズに応じた貸出しを行うことができた。</p> <p>■県指定「旧田中家別邸」の修復と「鹿児島神宮本殿」壁画の修復を行ったほか、埋蔵文化財保護のための試掘や現地立会い等を実施したことで、適切な埋蔵文化財の保護を図ることができた。また、文化財少年団の活動やきりしま歴史散歩等を開催し歴史への関心が高まり、本市の歴史文化の周知が図られた。</p>
<p>5. 2020年度施策の取組方針</p> <p>■自然体験活動や生活体験活動、交流体験活動などの様々な体験活動を組み合わせて実施することで、心と体のバランスのとれた「きりしまっ子」を育成する。</p> <p>■市立の幼稚園・小・中学校における家庭教育学級の開設を支援することにより、保護者としての在り方を啓発し、家庭の教育力向上を図る。また、家庭教育推進協議会を設置し、家庭、地域社会、学校及び市が一体となって家庭教育支援のための取組を協議し、地域で「親子の育ちを支える」仕組みづくりと、家庭の教育力の向上を図る。</p> <p>■学校・家庭・地域を取り巻く問題の複雑化・困難化に社会全体で対応するため、地域と学校が連携・協働する「地域学校協働活動」を推進することにより、子どもたちの教育環境の充実にとどまらず、地域の教育力の向上を図る。</p> <p>■地域で育てる青少年健全育成事業について、活動内容を広く周知し参加団体を増やすことで、事業の発展・充実に取り組む。</p> <p>■施設、設備等の老朽化が著しいが、市民が安心して学習できる環境を整えるため、緊急性を考慮しながら、引続き、公民館や社会教育施設などの施設・設備の改修等を行う。</p> <p>■引き続き、学習内容の充実と努めるとともに、市民が必要な情報を容易に入手できるよう、ホームページや広報誌などを活用した情報提供を行う。</p> <p>■図書館等を文化の交流拠点として充実を図るとともに、新しい生活様式の中で実施できる読書運動・活動を推進する。</p> <p>■霧島市光ブロードバンド整備事業に合わせて長距離無線LANの見直しを行うとともに、メディアセンター整備計画に基づき、施設・設備を適切に維持・管理する。</p> <p>■国指定史跡・「大隅国分寺跡」石塔の保存処理を含め、文化財の調査や修復、修繕等を実施するとともに、埋蔵文化財保護の適切な対応に努める。また、市民の郷土愛の醸成と文化財愛護についての意識向上を図るため、講座や郷土館等を通じて文化財の活用を努める。</p>	<p>6. 2021年度施策の取組方針</p> <p>■自然体験活動や生活体験活動、交流体験活動などの様々な体験活動を組み合わせて実施することで、心と体のバランスのとれた「きりしまっ子」を育成する。</p> <p>■市立幼稚園・小・中学校に設置されている家庭教育学級の活動を支援することにより、保護者としての在り方の啓発や家庭の教育力の向上を図る。また、家庭教育推進協議会で引き続き、地域で「親子の育ちを支える」仕組みづくりについて協議し、家庭の教育力の向上に取り組む。</p> <p>■学校・家庭・地域を取り巻く問題の複雑化・困難化に社会全体で対応するため、地域と学校が連携・協働する「地域学校協働活動」を推進することにより、子どもたちの教育環境の充実にとどまらず、地域の教育力の向上を図る。</p> <p>■地域で育てる青少年健全育成事業について、活動内容を広く周知し参加団体を増やすことで、事業の発展・充実に取り組む。</p> <p>■老朽化が進む公民館などの施設について、市民が安心・快適に学習ができるように、建物や設備等の改修・修繕を行い、学習環境の整備に努める。</p> <p>■公民館定期講座等について、多様な学習ニーズに対応するため、受講生へのアンケートの結果等を参考に、講座内容等の充実を検討する。また、ホームページや広報誌などを活用して、市民への情報提供を行う。</p> <p>■新しい生活様式の中で、利用者に対する図書館サービスが低下することがないように注意しながら、読書行事等の工夫や改善を行い、読書推進活動を継続する。</p> <p>■6Gスクール構想による学校への学習者用端末の増加に対応するため、長距離無線LANと各学校のインターネット回線種別の見直しを行う。また、メディアセンター整備方針に基づき、サービス内容の見直しと施設や設備の整備・更新を図り、適切な維持管理を行う。</p> <p>■県指定「旧田中家別邸」の修繕・修復や市指定文化財「高木家住宅」に収蔵されている資料の調査等を行うことで、文化財の適切な保護に取り組む。また、市民の郷土愛の醸成と文化財愛護についての意識向上を図るため、講座や郷土館等を通じて文化財の活用を努める。</p>

政策体系	政策No.	004	基本事業名	きりしまっ子の豊かな心を育む体験・交流活動の充実	基本事業 主担当課	社会教育課
	施策No.	002				
	基本事業No.	001				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

豊かな自然環境の中で、様々な体験活動を行い、心と体のバランスがとれた「きりしまっ子」を育成します。
また、地域における異年齢集団での様々な体験活動などを通じて、子どもたちの思いやりの心や自律心を育むとともに、多様性や感受性を養うための取組を推進します。
さらに、関係機関と連携して、子ども会や青少年団体等への加入推進に努めるとともに、これらの団体等への活動を支援します。

2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？

■少子化や情報化の急速な進展に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化している。
■規則正しい生活が営まれずに、朝食抜きなどの生活パターンの変化に加え、スマートフォン・インターネットの頻繁な使用などにより、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力を育むための自然体験や生活体験、社会体験が不足してきている。
■今後も少子化等の進行により、社会性や自主性などを身に付けるための交流機会の更なる減少が考えられる。

3. 2019年度基本事業の取組方針	4. 2019年度の取組達成状況
<p>■関係機関等との連携を深め、本市の豊かな自然や歴史、地域に伝わる文化や伝統行事、地場産業などの特性を生かした体験活動を実施する。</p> <p>■「きりしまっ子立志10年カレンダー」の活用・研究を通して、小・中学生を対象に将来の目標や進路について家庭で語らう契機をつくり、夢を描き、高い志を立てそれぞれの目標に向かって努力する感受性豊かな「きりしまっ子」を育成する。</p> <p>■「日韓親善子供大使友好の翼」や「青少年海外派遣事業」への助成を通して、次代を担う青少年の国際的視野を広げるとともに国際理解を深め、青少年による国際交流を推進する。</p> <p>■霧島市子ども会育成連絡協議会との連携を深め、健全な仲間づくりを進め、心身の成長発達に大切な活動を実施する子ども会活動を支援する。</p>	<p>■環境衛生課、きりしまジオフレンド、隼人町地域女性団体連絡協議会等と連携を図り、多様な体験活動を行った。</p> <p>■「きりしまっ子立志10年カレンダー」を対象学年に配布した他、ホームページからダウンロードできるようにして、活用率を高めた。立志塾では、様々な分野の講義や体験活動を実施することにより、将来への夢を描くきっかけを創出した。</p> <p>■「日韓親善子供大使友好の翼」は児童15人による相互訪問、「青少年海外派遣事業」ではアメリカ、カンボジアへ中高校生13人の派遣を行い、青少年の国際交流を推進した。</p> <p>■研修会等での活動事例発表や地域関係団体と連携した事業を実施することにより、子ども会活動の活性化を図った。また、ふるさと霧島カルタ選手権を開催し、みんなと交流する楽しさやふるさと霧島の文化の豊かさを体験することができた。</p>

5. 2020年度基本事業の取組方針	6. 2021年度基本事業の取組方針
<p>■関係機関等との連携を深め、本市の豊かな自然や歴史、地域に伝わる文化や伝統行事、地場産業などの特性を生かした体験活動を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度は中止とした。また昨年度までの6泊7日から今年度は4泊5日とすることとしていたことから、来年度に向けて事業内容の精査を行う。</p> <p>■「きりしまっ子立志10年カレンダー」については、趣旨の浸透や更なる効果的活用法を検討する。</p> <p>■「日韓親善子供大使友好の翼」や「青少年海外派遣事業」への助成を通して、次代を担う青少年の国際的視野を広げるとともに国際理解を深め、青少年による国際交流を推進する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、相互派遣は中止とした。「日韓親善子供大使友好の翼」については実行委員会と連携し、交流のきっかけとなった図画作品の交換は実施する。</p> <p>■霧島市子ども会育成連絡協議会との連携を深め、健全な仲間づくりを進め、心身の成長発達に大切な活動を実施する子ども会活動を支援する。</p>	<p>■関係機関等との連携を深め、本市の豊かな自然や歴史、地域に伝わる文化や伝統行事、地場産業などの特性を生かした体験活動を実施する。</p> <p>■「きりしまっ子立志10年カレンダー」について、趣旨の浸透や更なる効果的活用法を検討する。</p> <p>■「日韓親善子供大使友好の翼」や「青少年海外派遣事業」への助成を通して、次代を担う青少年の国際的視野を広げるとともに国際理解を深め、青少年による国際交流を推進する。</p> <p>■霧島市子ども会育成連絡協議会との連携を深め、健全な仲間づくりを進め、心身の成長発達に大切な活動を実施する子ども会活動を支援する。</p>

政策体系	政策No.	004	基本事業名	家庭教育の充実と地域全体での見守りを通じた青少年の健全育成	基本事業 主担当課	社会教育課
	施策No.	002				
	基本事業No.	002				
1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）						
<p>子どもが基本的な生活習慣を身に付け、自立した社会生活を送ることができるよう、地域ぐるみで子育てを支援する環境整備を図ります。 また、親としての学び、親になるための学びなど、家庭教育を支援するための学習機会や情報の提供等を図るとともに、学校や地域、警察、校区青少年育成連絡会などの関係機関と連携して、青少年の健全育成に努めます。</p>						
2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？						
<p>■少子化や共働き家庭の増加など家族形態の変化により、家庭内において上下関係や思いやりを学ぶ機会、親子間でのコミュニケーションを図る機会が減少しており、家族とのふれ合いの中で子どもに必要な判断力を身に付けさせたり、規範意識等について教える機会が減少している。 ■スマートフォン等の普及により、家族内でのお互いの関係も希薄化してきており、利用する場合の家庭でのルールづくりを推進する必要性が求められている。 ■地域社会は、様々な体験を通して家庭や学校では身に付けることのできないルールや社会規範を学ぶ場であるが、地域のつながりの希薄化により、大人自身の地域との関わりが薄くなってきており、地域の青少年に対する声かけや見守り意識も低下し、日常生活の中で子どもたちが自然にコミュニケーション能力や規範意識を身に付ける機会が減少している。</p>						
3. 2019年度基本事業の取組方針			4. 2019年度取組達成状況			
<p>■市立の幼稚園・小・中学校で開設する家庭教育学級の運営支援を通して、家庭教育力向上を目指した学習情報の提供等を行い、家庭教育の重要性を啓発する。また、市PTA連絡協議会等との連携を図り、保護者としてのあり方に関する各種研修会や講演会を通して会員の相互理解と資質向上を図り、子どもを取り巻く課題に取り組む。 ■幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、活力ある地域づくりを目指す「地域学校協働活動」の周知を図る。 ■青少年育成センター・いじめ問題対策支援室を中心に、学校や警察、校区青少年健全育成連絡会などの関係機関との連携を図り、地域ぐるみによる青少年の健全育成に取り組むとともに、相談体制を充実させ、様々な課題に対応するよう活動内容の充実を図る。</p>			<p>■親の家庭教育力を高めるために50の家庭教育学級を開設し、子どもの理解や、支援のあり方等の「家庭教育の基本的な能力」を身につけることに繋がった。また、家庭教育学級の講話において、基本的な生活習慣の大切さについて理解を深めることができた。さらに、PTA連絡協議会等との連携により、スマホ等の使い方に関するチラシを作成配布し、家庭でのルールづくりの参考を示した。 ■社会教育課社会教育指導員及び各総合支所の社会教育コーディネーターが「地域学校協働活動」の周知広報やボランティア要望の掘り起こしを地域や学校で行った。 ■青少年育成センター職員・補導員による街頭補導回数789回、センターへの教育相談299件、青少年育成センター通信「うえのほら」を年5回発行し、青少年の問題行動等の未然防止に努めた。</p>			
5. 2020年度基本事業の取組方針			6. 2021年度基本事業の取組方針			
<p>■市立の幼稚園・小・中学校で開設する家庭教育学級の運営支援を通して、家庭教育力向上を目指した学習情報の提供等を行い、家庭教育の重要性を啓発する。また、PTA連絡協議会等との連携を図り、保護者としてのあり方に関する各種研修会や講演会を通して会員の相互理解と資質向上を図り、子どもを取り巻く課題に取り組む。さらに、家庭教育推進協議会を設置し、家庭、地域社会、学校及び行政が一体となって家庭教育支援のための取組を協議し、地域で「親子の育ちを支える」仕組みづくりと、家庭教育力の向上を図る。 ■幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、活力ある地域づくりを目指す「地域学校協働活動」を推進する。 ■青少年育成センターを中心に、学校や警察、校区青少年健全育成連絡会などの関係機関との連携を図り、地域ぐるみによる青少年の健全育成に取り組むとともに、相談体制を充実させ、様々な課題に対応するよう活動内容の充実を図る。</p>			<p>■市立の幼稚園・小・中学校で開設する家庭教育学級の運営支援を通して、家庭教育力向上を目指した学習情報の提供等を行い、家庭教育の重要性を啓発する。また、PTA連絡協議会等との連携を図り、保護者としてのあり方に関する各種研修会や講演会を通して会員の相互理解と資質向上を図り、子どもを取り巻く課題に取り組む。家庭教育推進協議会において、家庭、地域社会、学校及び行政が一体となって家庭教育支援のための取組を協議し、地域で「親子の育ちを支える」仕組みづくりと、家庭教育力の向上を図る。 ■幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、活力ある地域づくりを目指す「地域学校協働活動」を推進する。 ■青少年育成センターを中心に、学校や警察、校区青少年健全育成連絡会などの関係機関との連携を図り、地域ぐるみによる青少年の健全育成に取り組むとともに、相談体制を充実させ、様々な課題に対応するよう活動内容の充実を図る。</p>			

政策体系	政策No.	004	基本事業名	自ら学び、高め合う体制づくりと学習環境の充実	基本事業 主担当課	社会教育課、国 分図書館、メ ディアセンター
	施策No.	002				
	基本事業No.	003				
1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）						
<p>多様化・高度化するニーズに対応し、関係機関と連携した学習機会や学習内容の充実に努めるとともに、市民が、必要な情報を容易に入手できるように、広報誌や図書館システムなどを活用した情報提供を行います。</p> <p>また、社会教育施設の改修やメディアセンター等の機器の更新を通じ、市民が利用しやすい学習環境の整備に努めるとともに、社会教育における学びを通して、地域を知り、課題に気づくことで、その解決に向けた活動に繋がる場や機会の充実に努めます。</p>						
2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？						
<p>■市民のニーズが多様化・高度化していることから、学習内容の充実に努めるとともに、老朽化が進む公民館施設や各種設備等を年次的に修繕・改修し、市民が学習しやすい環境づくりに努める必要がある。</p> <p>■図書館サービス等に対する、利用者一人ひとりのニーズが多様化していることから、市ホームページや図書館システム等を活用して、利用者が求める図書館情報の提供を行う必要がある。</p> <p>■メディアセンターの施設や機器、学習ソフトの老朽化に伴い、Society5.0時代の到来や教育メディア媒体の変化、学び方の変化に対応できないことが増えてきていることから、優先度を考慮しながら施設や設備の整備・更新を行い、市民が学習しやすい環境づくりに努める。今後は、メディアセンターあり方検討委員会の提言をもとに、具体的なメディアセンターの整備方針を定め、施設の整備・運営を企画、推進する必要がある。</p> <p>■情報通信の発達やパソコン、スマートフォンの普及に伴い、学習情報等が「いつでも、どこでも、だれでも」容易に取得できるようになったことにより、インターネットによる学習情報の取得や民間事業者が実施する講座を受講するなど、趣味の範囲が格段に広がり、個人での生きがいづくりなど、今後も情報社会の変化や民間事業者の参入、個人の価値観の多様化が進んでいくと思われる。</p>						
3. 2019年度基本事業の取組方針			4. 2019年度取組達成状況			
<p>■公民館の老朽化に伴う空調設備改修や、非常用照明取替修繕、舞台照明設備修繕を行い、機能維持を図ることによって、市民が学習しやすい環境づくりに努める。</p> <p>■多様化する市民のニーズに対応するために、講座の内容を検討する。</p> <p>■多くの市民が利用しやすくなる図書館づくりを目指し、ソフト事業の充実や移動図書館巡回場の見直しを進めるなど、市内全域に図書サービスが広がる取組を推進する。</p> <p>■子どもの読書習慣が身に付くよう、ブックスタートやおはなし会等を開催するなど、関係機関や読書ボランティアとの連携・協力を図り、読書運動・活動を推進する。</p> <p>■メディアセンターの施設・設備を適切に管理するため、メディアセンターあり方検討委員会の提言を具体化する整備計画を作成する。</p> <p>■新しく整備した研修用パソコンやアプリケーションに見合った講座の開設や学習の勧め方の工夫・改善を行い、メディアセンターの研修の充実を図る。</p> <p>■視聴覚教材や機材の整備を図り、教育メディアに関する情報提供や教材制作を支援するとともに、霧島市の伝統・文化・街並みなどの歴史的な映像資料の整理・収集に努める。</p>			<p>■学習環境を維持するため、溝辺公民館の空調設備改修や非常用照明取替修繕、舞台照明設備修繕、その他条例公民館の修繕を行い、市民が学習しやすい環境づくりに努めた。</p> <p>■講座内容の検討により、定期講座9講座、短期講座7講座の新規講座を開設し、市民のニーズに対応した。</p> <p>■利用者のニーズを考慮した選書、図書館での催し物やおはなし会等を実施する事により、図書館の利用促進に努めた。また、移動図書館の巡回場所の見直しや検討を行い、図書サービス拡充に取り組んだ。</p> <p>■ブックスタート活動の継続、学校や読書ボランティアとの連携・協力によるおはなし会等の実施により、本との出会いの場を提供し、子どもの読書習慣を身に付けるためのきっかけ作りを行った。</p> <p>■「霧島市メディアセンター整備方針」を作成し、市制推進会議で今後のメディアセンターの方向性について提案を行った。</p> <p>■市民のニーズと新しく導入した機材にあわせ、すべての講座内容の見直しとテキストの作成を行うとともに、受講者同士の学び合いを重視した講座運営を行った。</p> <p>■県視聴覚ライブラリーと連携し教材の充実に努め、学習者のニーズに応じた貸出しを行うことができた。</p>			
5. 2020年度基本事業の取組方針			6. 2021年度基本事業の取組方針			
<p>■施設、設備の老朽化が著しい中、引き続き設備の改修や修繕によって機能維持を図り、市民が学習しやすい環境づくりに努める。</p> <p>■本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため定期講座を中止していることから、これまでの受講生へのアンケート調査結果等をふまえて、講座運営や講座数、講座内容の見直しを例年以上に検討する。</p> <p>■広報誌やホームページ等を利用して、図書館の情報を広く周知するとともに、新しい生活様式を踏まえつつ、実施可能な方法での読書行事等を検討しながら、読書推進活動に努め、図書館運営の充実を図る。</p> <p>■光ブロードバンド整備事業に合わせて長距離無線LANの見直しを行い、TV会議システム等の更なる活用を図り、児童生徒同士の交流を促進する。</p> <p>■メディアセンター整備計画に基づき、施設・設備を整備・更新することによって、適切に維持管理する。</p>			<p>■老朽化が進む公民館などの施設について、市民が安心・快適に学習ができるように、建物や設備等の改修・修繕を行い、学習環境の整備に努める。</p> <p>■公民館定期講座等について、多様な学習ニーズに対応するため、受講生へのアンケート調査結果等を参考に、講座内容・講座数等の検討を行う。</p> <p>■新しい生活様式の中で、利用者に対する図書館サービスが低下することがないように注意しながら、読書行事等の工夫や改善を行い、読書推進活動を継続する。</p> <p>■GIGAスクール構想による学校への学習者用端末の増加に対応するために、長距離無線LANと各学校のインターネット回線種別の見直しを行うとともに、WEB会議システムやオンライン教材等を活用し、児童生徒同士の交流や教職員の研修の充実を図る。</p> <p>■メディアセンター整備方針に基づき、市民へ提供するサービス内容の見直しと施設や設備の整備・更新を図り、適切な維持管理を行う。</p>			

政策体系	政策No.	004	基本事業名	ふるさと愛の高揚へつなげる文化財の保存・継承と活用	基本事業 主担当課	社会教育課
	施策No.	002				
	基本事業No.	004				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

文化財に触れる史跡めぐりや体験学習、歴史講座などを積極的に開催するとともに、郷土芸能の保存・継承を図るため、保存団体間の連携・交流を推進します。
また、文化財の計画的な調査・研究、保存に努め、重要なものについては、文化財指定により保護を図るなど、文化財を後世に遺すための適切な環境整備に努めます。
さらに、本市の歴史・文化・自然・産業などに触れることができるように施設を充実し、貴重な遺産を後世に伝えます。

2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？

- 本市には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの伝統文化があるが、少子高齢化に伴う担い手不足などにより、保全・継承が難しくなっている。
- 本市の文化財は、その質・量とも豊富であるが、市内全域に点在しており、市民への周知が困難である。
- 文化財に対する愛護精神の低下や開発行為等により、消滅する文化財が出てくる恐れがある。
- 市内に郷土館等が5館あるが、郷土館等のあり方検討委員会できりまとめた提言に基づき整理・統合を検討する必要がある。
- 文化財の整備については、案内看板及び標柱を設置し、文化財の保存と見学しやすい環境を保つための整備を行う。

3. 2019年度基本事業の取組方針

- 文化財を後世に残すため、文化財の修復、復元、養生、整備を行い、さらに市民や市外からの見学者に、地域の歴史や文化財を理解してもらうための案内看板や標柱の設置、定期的な清掃等の環境整備を行う。
- 県指定「旧田中家別邸」の修繕・修復を年次的に進める。
- 市民参加型の事業の推進と広報誌やホームページを活用した文化財情報の発信を行う。
- 「周知の埋蔵文化財包蔵地」においては、民間事業者へ保護について理解と協力を求めつつ、迅速な対応ができるように組織の環境整備にも努める。

4. 2019年度取組達成状況

- 文化財の保存と見学しやすい環境整備のために、8か所の案内板・標柱の新規設置、1か所の看板改修、文化財周辺の定期的な草払い等を行った。
- 県指定「旧田中家別邸」の雨漏りの修繕を行った。
- 広報誌に「歴史への扉」を11回掲載し、ホームページも活用して文化財情報の発信を行うことができた。
- 土木工事等に伴う埋蔵文化財の試掘調査(1件)、現地立合い(9件)等を実施し、埋蔵文化財の保存と事業の推進を図ることができた。

5. 2020年度基本事業の取組方針

- 文化財を後世に残すため、文化財の修復、復元、養生、整備を行い、さらに市民や市外からの見学者に、地域の歴史や文化財を理解してもらうための案内看板や標柱の設置、定期的な清掃等の環境整備を行う。
- 国指定史跡「大隅国分寺跡」石塔の保存処理と県指定「旧田中家別邸」の修繕・修復を年次的に進める。
- 文化財の保護・活用のほか、市民の郷土愛を醸成するため、市民参加型事業の充実を図る。
- 「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、公共工事や土木工事等に伴う緊急発掘調査に対応するため、開発計画の策定前に協議ができるように周知を図る。

6. 2021年度基本事業の取組方針

- 市内外からの見学者向けに、地域の歴史や文化財を紹介する案内看板等の設置や、定期的な清掃等の環境整備を行う。
- 県指定「旧田中家別邸」の修繕・修復と市指定文化財「高木家住宅」に収蔵されている資料の調査等を行う。
- 郷土館等における講座や企画展を開催し、市民参加型の事業の推進と広報誌やホームページを活用した文化財情報の発信を行う。
- 「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、公共工事や民間による土木工事等に伴う緊急発掘調査に対応できるように周知を図る。